

○下仁田町結婚祝金支給要綱

平成25年5月9日

告示第68号

(目的)

第1条 この要綱は、次代を担う世代に対し、その結婚を奨励祝福し結婚祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、家庭づくりの推進と定住の促進を図ることで町勢発展に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 祝金は、婚姻届を提出し、次の各号に該当する者に支給する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記載された者
- (2) 3年以内に町外に転居する予定がない者
- (3) 町民税及び固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料並びに水道料金を滞納していない者
- (4) 過去において、この要綱に基づく祝金の支給を受けたことのない者
- (5) 下仁田町暴力団排除条例（平成24年下仁田町条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、1組につき5万円とする。

(支給申請)

第4条 祝金の支給を受けようとする者は、婚姻届提出から3ヶ月以内に結婚祝金支給申請書（様式第1号）に所要事項を記入の上、町長に提出するものとする。

(支給決定等)

第5条 町長は、前条に基づき申請のあった場合は、申請書の内容を審査し要件を満たしていると認めた場合は、下仁田町結婚祝金支給決定通知書（様

式第2号)により通知し、祝金を支給するものとする。ただし、要件を満たしていない場合にあつては、下仁田町結婚祝金支給却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(帳簿の備え付)

第6条 町長は、祝金支給のため、必要な帳簿を整備するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行について、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

結婚祝金支給申請書

年 月 日

下仁田町長 様

申請者 現住所 下仁田町大字
氏 名
電 話

印

下仁田町結婚祝金支給要綱第4条の規定により結婚祝金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請額 _____ 円

	(夫)	(妻)
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
勤 務 先		
結婚前の住所		
結婚後の住所	下仁田町大字	番地
婚姻届提出年月日	年 月 日	
誓約・同意事項	・3年以内に町外に転居する予定はありません。 ・下仁田町暴力団排除条例（平成24年下仁田町条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等には該当しません。 ・申請の該当要件を審査するため、その他の受給資格（住民基本台帳の登録状況、町税等の納付状況、過去の祝金の支給状況）の有無等について、公簿等により確認することに同意します。	

振込希望金融機関	支店・支所
預金種目・口座番号	普・当
フリガナ	
口座名義人	

* 下仁田町に本籍がない場合には、戸籍謄本を1通添付してください。

* 振込先口座の通帳をご持参ください。

様式第2号（第5条関係）

下仁田町結婚祝金支給決定通知書

年 月 日

様

下仁田町長

年 月 日付で申請のあった結婚祝金について、下記のとおり支給することに決定したので下仁田町結婚祝金支給要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 支給決定額 円
- 2 支給方法 口座振込
振込先
- 3 口座振込日 年 月 日予定

様式第3号（第5条関係）

下仁田町結婚祝金支給却下通知書

年 月 日

様

下仁田町長

年 月 日付で申請のあった結婚祝金について、下記
のとおり却下したので下仁田町結婚祝金支給要綱第5条の規定により通知します。

記

却下理由